平成２３年（フ）第３０５４号
札幌市北区屯田３条３丁目３番22号
債務者　太田　博文
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８号
北海道留萌市平和台１丁目92番地　市営住宅33―12号室
債務者　横木　大輔
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第１９号
北海道留萌市平和台１丁目92番地　市営住宅33―12号室
債務者　横木ゆづみ
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第２０号
北海道留萌郡小平町字小平町434番地の８
債務者　吉松さおり（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第１１７号
岩手県花巻市豊沢町６番36号
債務者　古舘　澄子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１２１号
岩手県花巻市桜町４丁目８番地５　イーハトーヴⅢ、前住所岩手県盛岡市志家町４番11号　ハウスジョンソン12号
債務者　黒須　幹夫
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第３７９号
群馬県高崎市乗附町1880番地２　朝日プラザ高崎観音山ヒルズ２―206
債務者　小野　和行
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４７７号
相模原市中央区南橋本２丁目13番９号　パストラル南橋本109
債務者　諏訪　浩代
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５０７号
相模原市中央区田名1338番地　ハイツノア202
債務者　大貫　千里（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５１５号
神奈川県座間市相模が丘２丁目17番11号　プチメゾン相模が丘101号
債務者　石原　　昇
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５１６号
相模原市南区相模台４丁目５番21号　キャッスル相模台306
債務者　石原　友子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５１７号
相模原市緑区原宿４丁目２番62号　コーポ市川103
債務者　竹内　　徹
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５２０号
相模原市中央区陽光台２丁目５番10号　ビーナスハイツ103
債務者　盛根　三寛
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５２２号
相模原市南区上鶴間本町９丁目６番23―405号
債務者　成田　幸一
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５２９号
相模原市緑区下九沢2436番地12　レジデンス・アイＡ―102号室
債務者　長谷川　愛（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６１号
新潟県三条市西大崎３丁目９番20―644号
債務者　横田　祐二
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第７９号
新潟県燕市桜町385番地
債務者　石川　元一
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
新潟地方裁判所三条支部